

ご確認ください
既存住宅診断報告

報告書の取扱い

1. 使用について

本報告書は依頼者の「目視による建物劣化診断」の依頼により作成されたもので、当該目的においてのみ有効です。

調査時点における建物の状態において作成していますので、その後においても継続的に本報告書の内容の有効性を保証するものではありません。

依頼者は当社の事前の同意・承諾なしに、当該調査目的以外に使用したり、当該調査目的に応じた取引の当事者以外に開示したりすることはできません。

2. 網羅性について

調査では、建物の壁内部や家具等にて遮蔽された部分など、目視で確認できない部分があり、本報告書の建物の全ての箇所を網羅できているわけではありません。

また更なる調査により、本報告書の内容に変更が必要なことがあります。

3. 基礎資料について

「物件概要」は依頼者から提供された資料（調査前確認シート・確認済証・検査済証・設計図書等を含む）を参考にして作成されています。本報告書はこれらの資料・情報が正確であることを前提に作成されており、これらの資料・情報の内容が正しいことを保証するものではありません。また、これらの資料・情報の誤りに起因して発生する損害については責任を負いません。

4. 現況調査について

本調査は、当社調査員が歩行その他の通常的手段により移動できる位置において、おのおのの部位等を目視、計測等により調査し、その時点において詳細調査又は補修を要する程度の事象が認められたか否かを判断しています。また、以下の判定または保証は一切実施しません。

- 1) 検査対象住宅の瑕疵の有無の判定
- 2) 検査対象住宅に瑕疵がないことの保証
- 3) 検査結果報告書の記載内容について、検査完了時からの時間経過による変化または経年劣化が無いことの保証
- 4) 建築基準法関係法令等への適合性の判定

5. 免責について

報告書作成者の役割は助言をすることに過ぎないことをご理解のうえ、本報告書所有者は本報告書の内容に起因するあらゆる損失・要求・損害・責務から、報告書作成者及びその関係会社・従業員を免責することに同意するものとします。

6. 報告書の著作権について

既存住宅診断報告書についての著作権は、株式会社青木工務店が有します。

7. 賠償責任について

調査員が指摘しなかった不具合等により万が一依頼主が損害を被ることがあっても、当社は損害賠償の責めを負いません。

ただし当社に故意または重過失がある場合は、当社が受領した報酬額を上限として損害の賠償に応じます。依頼主以外の方に対しては、当社および調査員はいかなる場合も損害賠償の責任を負うことは一切ありません。

上記事項、確認しました。

年 月 日

ご氏名
